

公立大学法人大分県立看護科学大学研究成果有体物取扱規程

令和3年10月1日

規程第 127 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）における研究・教育等の成果有体物の適正な取扱について必要な事項を定め、もって成果有体物に係る技術移転等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「成果有体物」とは、次の各号に掲げるもので学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演記録その他の著作物等に関するものは除く。

(1) 研究・教育の結果として、又は研究・教育の過程において得られた材料、試料(試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれら誘導体等をいう。)、試作品、モデル品、試験装置等

(2) 臨床応用等を目的として得られた試料(細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれら誘導体等をいう。)

(3) データベース、コンピュータープログラム、音声、画像、図面、文書等の各種研究成果情報を記録した電子記録媒体

(4) データベース、コンピュータープログラム、画像、図面、文書等、各種研究成果情報を記載した紙記録媒体

2 この規程において「教職員」とは、教員及び事務職員をいう。

3 この規程において「学生等」とは、学部学生、大学院学生、研究生、研修生、科目等履修生等の法人において教職員から教育又は研究指導を受けるすべての者をいう。

4 この規程において「職務上」とは、成果有体物を得られるに至った教職員の行為がその性質上法人の研究・教育等の範囲に属し、かつ、当該教職員の法人における現在又は過去の職務に属するものをいう。

5 この規程において「本部長」とは、公立大学法人大分県立看護科学大学知的財産本部規程(令和3年規程第124号)第4条第2項に規定する者をいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 教職員によって法人で職務上得られた成果有体物は、特段の定めがない限り法人に帰属する。成果有体物を一部改変したものについても、同様とする。

2 学生等によって法人で得られた成果有体物は、特段の定めがない限り法人に帰属する。ただし、教職員の指導又は法人の教育研究のプログラムから独立し、学生等の自らの発想により得られた成果有体物は、この限りではない。

3 教職員及び学生等が外部機関で得た成果有体物は、当該外部機関に帰属する。ただし、成果有体物について第12条第2項に規定する権利等の確保に係る要求が認められた場合は、この限りではない。

4 外部機関等から研究者又は研究費等を受け入れて、当該外部機関等と共通の課題について行った共同研究成果等に含まれる有体物の所有権は原則として法人に帰属する。ただし、外部機関等との協議によりその所有権を決定することができるものとする。

(管理)

第4条 成果有体物の管理は、その特殊性より創出者である教職員が行い、その管理責任を負うものとする。

2 理事長は、研究成果物の管理、保存及び処分に対して責任を負うものとする。

(秘密の保持等)

第5条 教職員及び学生等は、成果有体物に関してその内容並びに当該教職員、学生等及び法人の利害に関係のある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、教職員が法人を退職した後又は学生等がその身分を失った後も適用するものとする。

(届出)

第6条 教職員及び学生等は、成果有体物について次の各号のいずれかの場合に該当するときは、研究成果有体物提供届出書（別紙第1号様式）により、速やかに本部長に届出なければならない。

(1) 有償又は無償を問わず職員等及び学生等以外に提供する場合

(2) 技術的観点からの付加価値が顕在化する場合

(3) その他教職員及び学生等が届出を必要とする場合

2 前項第1号に規定する場合のうち、大学等の公的試験研究機関に対し学術的な目的で提供する場合は、記録簿等に記録するものとする。ただし、教職員及び学生等は財産的価値が高いと判断し提供しようとするときは、学術利用における研究成果有体物提供届出書（別紙第2号様式）により、本部長に届出るものとする。

(認定)

第7条 本部長は、前条の規定による届出を受理したときは、その届出に係る成果有体物が有体物提供契約の対象であるか否かの認定を行わなければならない。

2 本部長が前項において有体物提供契約の対象でないと認定したときは、その旨を速やかに当該教職員及び学生等に通知しなければならない。

(有体物提供の承認)

第8条 教職員及び学生等が提供契約の対象となると認定された成果有体物を外部機関等へ提供しようとする場合には、当該成果有体物の作成にかかわった者から文書による承諾を得るとともに、提供について本部長の承認を得なければならない。ただし、その成果有体物が既に公表されたものであって、かつ、問題が生じないことが明らかな場合はこの限りでない。

(無償の許可)

第8条の2 法人は、研究・教育等を目的とする成果有体物を提供する場合は、提供先との間で成果有体物の取扱いに関する契約を締結した後、当該成果有体物を無償で提供することができる。ただし、当該提供に係る成果有体物の作製に必要な経費については、徴収することができる。

(有償の許可)

第8条の3 法人は、産業利用、収益事業その他研究・教育等の目的以外の目的で成果有体物を

提供する場合は、提供先との間で成果有体物の取扱いに関する契約を締結した後、当該成果有体物を有償で提供することができる。

(有体物提供契約)

第9条 法人が有体物を外部機関等へ提供するときは、当該外部機関等と有体物提供契約（別紙第3号様式）を締結するものとする。ただし、大学等の公的試験研究機関に対し学術的な目的で提供する場合は、第6条第2項ただし書の学術利用における研究成果有体物提供届出書を届出ることにより、有体物提供契約の締結に及ばないものとする。

(提供奨励金)

第10条 法人が成果有体物を提供することにより収入を得たときは、その作成者に対して提供奨励金を支払うものとする。

2 提供奨励金の金額については、別に定める。

3 第1項の提供に当たり、成果有体物の作製に関し必要経費が発生した場合は、得られた収益の額から当該必要経費に相当する額を差し引いた額を、当該提供に係る収益の額とみなす。

4 前項の場合において、得られた収益のうち必要経費に相当する額については、作製者の所属又は主担当となる部署に配分するものとする。

(成果有体物の公表)

第11条 教職員及び学生等は、提供契約の対象となると認定された成果有体物を公表しようとする場合には、当該成果有体物の作成にかかわった者から文書による承諾を得るとともに、公表について本部長の承認を得なければならない。

(外部機関における成果有体物の取扱い)

第12条 教職員及び学生等が外部機関において成果有体物を得た場合又は知り得た場合には、当該外部機関の定めるところにより、その成果有体物の取扱いに関し適切に対応しなければならない。

2 教職員及び学生等は、外部機関において自らが主体となって行った研究等により得た成果有体物については、当該外部機関の定めるところにより許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなければならない。

(外部機関への成果有体物の提供の禁止)

第12条の2 職員等は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、成果有体物を外部機関に提供してはならない。

(1) 理事長が成果有体物の提供を禁止した場合

(2) 成果有体物の提供が法令又は法人の内部規則等に違反する場合

(3) 成果有体物の提供が国及び法人の定める倫理指針に違反する場合

(4) 外部機関の研究者が作製したものであって、成果有体物の提供が禁止されている場合

(5) 成果有体物を提供することにより研究・教育に支障を生じる場合

(外部機関からの成果有体物の受入れ)

第13条 教職員及び学生等は、学術・研究の交流を目的として、外部機関から成果有体物の提供を受け入れることができる。この場合において、教職員及び学生等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 成果有体物の提供を受け入れることについて、研究にかかわる者から同意を得ること。
- (2) 成果有体物の提供を受け入れることが、法令及び法人の定めに違反しないことを確認すること。
- (3) 学生等が成果有体物の提供を受けるときは、指導を受ける教職員の承認を得ること。
- (4) 成果有体物の提供を受けた場合は、速やかに本部長に報告すること。
- (5) 受け入れる成果有体物を適正に管理すること。
- (6) 成果有体物に係る目的達成後又は取扱期間終了後の成果有体物の処理方法を明確にすること。
- (7) 知的財産権が発生した場合の対応について、当該外部機関から同意を得ること。
- (8) 成果有体物の第三者への移転の可否及びその手続について定めること。

(教職員に対する配慮)

第14条 本部長は、成果有体物の公表、提供等の承認に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 公表、提供等により、法人又は外部機関の知的財産にかかる収益等への影響
- (2) 当該成果有体物の作成にかかわった教職員及び学生等の教育研究上への要請・影響

2 本部長は、教職員の異動等に伴う成果有体物の公表、提供等の承認に当たっては、当該教職員が異動先においての研究等に支障が生じないように配慮するものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

研究成果有体物提供届出書

年 月 日

大分県立看護科学大学・知的財産本部長 殿

届出者(有体物の作製者)の所属及び職名

氏 名

連絡先TEL:

E-mail:

公立大学法人大分看護科学大学研究成果有体物取扱規定第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

有体物の名称			
英語表記			
種類	<input type="checkbox"/> 試薬 <input type="checkbox"/> 試料 <input type="checkbox"/> 化学物質 <input type="checkbox"/> 実験動植物 <input type="checkbox"/> 菌株 <input type="checkbox"/> 研究ノート・データシート <input type="checkbox"/> 試作品 <input type="checkbox"/> 試験装置 <input type="checkbox"/> その他		
有体物の内容 (用途等具体的に)			
英語表記			
キーワード			
英語表記			
作製者 (作製者全員を記入)	所属及び職名	氏名	持分(%)
提供先	名称		
	住所		
	担当部署及び 担当者名		
作製のため使用した 研究費	研究課題名等		
	使用研究費	<input type="checkbox"/> 運営費交付金 <input type="checkbox"/> 共同研究費 (契約の相手先:) <input type="checkbox"/> 受託研究費 (契約の相手先:) <input type="checkbox"/> その他 (名称:)	
特許出願等との関連	<input type="checkbox"/> 完了(出願番号:) <input type="checkbox"/> 準備中(令和 年 月頃出願予定) <input type="checkbox"/> 予定なし		
特記事項			

研究成果有体物提供届出書(学術利用)

年 月 日

大分県立看護科学大学・知的財産本部長 殿

届出者(有体物の作製者)の所属及び職名

氏 名

連絡先TEL:

E-mail:

公立大学法人大分看護科学大学研究成果有体物取扱規定第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

有体物の名称 英語表記			
種類	<input type="checkbox"/> 試薬 <input type="checkbox"/> 試料 <input type="checkbox"/> 化学物質 <input type="checkbox"/> 実験動植物 <input type="checkbox"/> 菌株 <input type="checkbox"/> 研究ノート・データシート <input type="checkbox"/> 試作品 <input type="checkbox"/> 試験装置 <input type="checkbox"/> その他		
有体物の内容 (用途等具体的に) 英語表記			
キーワード 英語表記			
作製者 (作製者全員を記入)	所属及び職名	氏 名	持分(%)
提供先	名 称		
	住 所		
	担当部署及び 担当者名		
作製のため使用した 研究費	研究課題名等		
	使用研究費	<input type="checkbox"/> 運営費交付金 <input type="checkbox"/> 共同研究費 (契約の相手先:) <input type="checkbox"/> 受託研究費 (契約の相手先:) <input type="checkbox"/> その他 (名 称:)	
特許出願等との関連	<input type="checkbox"/> 完了(出願番号:) <input type="checkbox"/> 準備中(令和 年 月頃出願予定) <input type="checkbox"/> 予定なし		
特記事項			

有体物提供契約書（公的試験研究機関以外の機関用）

公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が研究成果として保有している「〇〇〇」（以下「本件有体物」という。）を、乙が行う研究・開発目的のために提供することに同意し、以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が本件有体物を乙に提供するに当たり、本件有体物及び本件有体物から派生する成果の取扱いについて定め、以て、本件有体物の適正な管理を行うことを目的とする。

（本件有体物の提供）

第2条 甲は、乙に対して次のとおり、本件有体物の提供を行うものとする。

- 1) 有体物の名称
 - 2) 有体物の数量
 - 3) 受領機関の担当部署
 - 4) 受領機関の管理研究者名
- 2 乙は、本件有体物を受領したときは、甲に対して受領書を提出するものとする。ただし、受領した旨のメールを以て受領書に替えることができる。
- 3 本契約は、本契約のもとで提供された本件有体物の商業的実施を許諾するものではない。

（支払い）

第3条 乙は、本件有体物の提供料金を、甲の請求により甲の指定する方法によって支払う

（目的外使用の禁止）

- 第4条 乙は、本件有体物を、乙の研究目的である『〇〇〇〇〇〇〇〇〇』のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、本件有体物を前項に規定する研究のみに使用する。
 - 3 乙は、本件有体物の使用に当たり、日本の法令等に抵触せず、且つ公序良俗及び社会正義に反する行為を行わないことを保証する。
 - 4 甲は乙に対し、本件有体物に関連する情報であって前条に規定する研究の実施にあたり必要と判断するものを開示するものとする。
 - 5 乙は、本件有体物を第三者へ提供してはならない。
 - 6 乙は、本件有体物をヒトに投与してはならない。

（非保証）

第5条 本件有体物は、甲の研究過程において得られた実験的又は研究的性格を有するものであり、甲は乙に対し、本件有体物について如何なる保証も行わない。また、甲は、乙の本件有体物の使用又は保有によって生じた如何なる結果についても一切その責任を有せず、且つ直接又は間接を問わず如何なる損害賠償の責任も負わない。

（秘密保持）

第6条 本契約において、秘密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 1) 甲又は乙（以下、本条において「開示者」という。）により、秘密である旨の表示がなされた書類、図面、写真等により相手方（以下、本条において「受領者」という。）に開示された情報
 - 2) 開示者により、秘密であることを告知したうえで口頭によって開示され、かつ開示後30日以内にその要旨を書面で受領者に交付された情報
 - 3) 甲から提供された本件有体物により、第2条第1項に規定された研究によって生じる一切の事象
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは第1項の秘密情報にあたるものとする。
- 1) 提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
 - 2) 提供又は開示後の第三者の公表により、又は受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
 - 3) 提供又は開示の時点で、既に受領者の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
 - 4) 開示者からの情報入手ではなく、法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの
- 3 甲は、乙から秘密である旨を明示して提供された情報並びに次条第1項の規定に基づき乙から報告を受けた未発表の研究成果を、乙の事前の文書による同意を得ることなく第三者に漏洩開示してはならない。

（研究成果の報告・発表）

- 第7条 乙は、本件有体物を用いて行った研究成果を甲に報告しなければならない。また論文等には研究材料が、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の支援を受けて大分県立看護科学大学により提供されたことを明記しなければならない。
- 2 乙が、前項の研究成果を学会又は論文等により発表する場合には、事前に甲の文書による同意を得るとともに、本件有体物が甲から提供されたものであることを明示しなければならない。

（リバースエンジニアリングまたは構造を特定するための分析及び複製の禁止）

- 第8条 乙は、本件有体物について、甲の事前の書面による同意なく、リバースエンジニアリングを行ってはならない。
- 2 乙は、本件有体物について、甲の事前の書面による同意なく、本件有体物の組成または構造を特定するための分析その他類似の行為及び複製を行ってはならない。

（研究成果の取扱い）

- 第9条 乙は、本件有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、遅滞なくその内容を甲に通知のうえ、その取扱いについて協議するものとする。また、その研究成果で特許出願等を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の同意を得るものとする。
- 2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的で利用する場合は、直ちにその内容を甲に通知し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。
- 3 前2項の規定は、本件有体物の引渡し後、原則として5年間有効に存続するものとする。

（有体物の受領）

- 第10条 乙は甲に対し、本件有体物を受領したときは、受領確認書（別紙第4号様式）を提出するものとする。

（引渡し費用の負担）

第 11 条 本件有体物の引渡しに係る費用は、乙が負担するものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 30 日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

- 1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。
- 2) 相手方が本契約に違反したとき。

(乙の使用の中止)

第 13 条 乙が、本件有体物の使用を中止したとき、又は終了したときは、乙はその旨を直ちに甲に文書にて通知する。

2 前項の場合及び本契約が終了（終了理由の如何を問わない。）した場合において、乙の元に本件有体物が残留しているときは、乙は機密性の保持及び安全性の確保に十分に配慮した上で、甲乙協議の上決定した方法で、本件有体物を返却もしくは処分するものとする。

(本契約の有効期間)

第 14 条 本契約の有効期間は、締結日から○年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条の規定は、本契約終了後においても 3 年間有効に存続するものとする。

(協議)

第 15 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約は日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約から生ずる訴訟については、被告を所在地とする地方裁判所に属する。

本契約成立の証として、本書正本 2 通を作成し甲乙各 1 通を保有する。

年 月 日

大分県大分市大字廻栖野 2944-9
(甲) 公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長 印

〇〇県〇〇市 - -
(乙) 〇〇〇〇機関

研究責任者 印

別紙第 4 号様式

第 10 条に係る「受領確認書」

年 月 日

受領確認書

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

住所

所属機関名

職名

氏名

印

T E L

E - mail

貴学から下記のとおり有体物を受領致しました。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 研究材料等名
- (3) 使用目的
- (4) 提供を受けた月日 年 月 日